

令和5年度 第3回 西播磨圏域自立支援協議会 相談支援部会 会議録

日時：令和5年8月16日（水）13：30～15：30

場所：龍野庁舎 第一会議室

司会：菅氏（相生市基幹相談支援センター）、記録：定（赤穂市障基幹相談支援センター）

1. コーディネーター連絡会議より

本日コーディネーター欠席。急ぎは特になし。また連絡等はメールにて行なう。

2. 各事業所より

- 【A 事業所】
 - ・新規の方やや多め。（転入者の方が多い）
 - ・支援学校の生徒の就労アセスメントの計画を立てた。
- 【B 事業所】
 - ・6～7月、新規の方、多かった。
 - ・今まで特定の月が多忙だったが、平均化してきた。
- 【C 事業所】
 - ・者の計画20件、モニタリング95件。
- 【D 事業所】
 - ・児童は本人のニーズが、「母の困り感」として出やすい。
 - ・学校の先生からの情報も得て、すり合わせていった。
- 【E 事業所】
 - ・グループホームから一人暮らしとなった利用者の地域定着支援を行った。
 - ・たつの市内の30代女性が姫路市の就労Aを利用していたケース。結婚後、SNSでその就労Aを批判。訴えられそうになる等トラブルにも発展。無断欠勤1週間した後、退職する。相談支援の変更や新たな就労Aを探しているが、受け手がどこもない状況。
→今後、市でケース会議を実施予定。
- 【F 事業所】
 - ・お亡くなりになるケースが多かった。
- 【G 事業所】
 - ・児童の計画。本当にサービスが必要なのか、見極めが難しい。
 - ・たつの市からの相談が多かった。
- 【H 事業所】
 - ・双子の利用者の父が精神的不安定により、近隣トラブルを起こした。近隣の方から包括に相談があり、こんぱすに繋がり、会議を行った。
 - ・委託の相談でサービスに繋がっていない相談は多い。
- 【I 事業所】
 - ・介護保険移行のケースがあった。
 - ・児童の新規が増えている。
- 【J 事業所】
 - ・児童のケースで母は支援学級に行かせたかったのに、通常級となったケース。児童は学校が嫌になって、他の地域の学校に行った。
 - ・母親のケアが必要。町が狭いため、人の目を気にして相談に行けないケースもある。
- 【K 事業所】
 - ・市の思春期相談がサービスに繋がった。

- 【L 事業所】
 - ・クーラーがない家で熱中症で搬送されるケース。死亡のリスクもあるので、短期入所を利用している。
 - ・68歳で知的障害の就労 B の方を介護保険に移行したが、再び障害の施設を利用することになった。見極めが難しい。
- 【M 事業所】
 - ・宗教的理由で児童を学校に行かせないケースあり。
 - ・支援学校から就労 B に移行したが土曜日の過ごし方が難しいケース。生活介護や日中一時を組み合わせるか。
 - ・支援学級で放デイも合わせ、17時半まで支援が入っており、母がフルタイムで働いていたケースがあった。
 - 生活介護、就労 B に移行すると、15時半頃に帰宅することとなり、母がフルタイムで働けなくなった。
 - 同様のケースが今後も増えていく可能性。
- 【N 事業所】
 - ・母体が入所型施設なので、朝の日中一時支援や夕方遅くまで対応ができるが、そうでない事業所は難しい。
 - ・生活介護以後の時間を移動支援や宿泊訓練で対応する場合もある。
- 【O 事業所】
 - ・8050問題あり。
 - ・高齢の障害者が他県の有料老人ホームに入所したが、特例地対象者になり、補装具等の減免が受けられないケースあり。
- 【P 事業所】
 - ・新規は毎月あり。断らないようにしている。
- 【Q 事業所】
 - ・姫路市のセルフプランに対して情報提供依頼があった。
- 【相生市基幹】
 - ・自立支援協議会で地域の課題を抽出している。年4回実施。
 - ・児童は児童部会でトライアングルプロジェクトの考えを取り入れている。
- 【赤穂市基幹】
 - ・桃農家より農福連携の声掛けがあり、健福も同席で打合せを実施。市内にすでに農福連携を行なう就労事業所もあり、自立支援協議会しごと部会に図っていく方向で考えている。
- 【宍粟市基幹】
 - ・高齢の女性に関わっていたところ、引きこもりの障害者の相談に繋がった。
- 【たつの市基幹】
 - ・7月の相談支援部会で盲ろう者のケース検討を行った。
- 【太子町基幹】
 - ・後見人の検討のケースで半年間じっくり関わって、後見の方向で動く事が決まった。
 - ・自宅で死亡した者がいたケースで同居の家族が怖くなって、一時逃げ出したケースがあり、警察沙汰になったが、家族が戻り解決した。
- 【上郡ブランチ】
 - ・70件/月 相談あり。
 - ・検査は早くて10月になる。混み合っている。
 - ・教育支援委員会に諮る案件は3ヶ月を目安に声かけを。

3. 情報交換

【すまいる】 いちよう園の施設入所女性3～4名の空きあり。

またグループホームにも空きがある。→尾崎相談員か茅原相談員まで。

【子どもオーケストラ】 太子町の新しく放デイ OPEN。個別療育を実施。

【相生市基幹】 脳梗塞後左半身まひ、高次脳機能障害の55歳男性。玉津の自立訓練センターに2年間入所している。退所後の行先で苦慮している。

4. 10月の相談支援部会（研修会について）

・目的 相談支援専門員の人材育成・辞めずに働き続けるためのバックアップ

・方法 研修会の実施

・内容 人材育成のためには・・・

①アセスメント力を高める。

②ファシリテーション力をつける

③仕事の魅力・やりがいを伝える。

④精神障害について理解を深める。

↓

今回の研修では、④の精神障害についての理解を深める。

・事例を用いた研修

・直接利用者が精神障害ではなくても児童の親が精神疾患を持っている事も多い
→誰もが関係するテーマ

・人材育成する側の勉強会

・対象者

40～60名参加可能。各機関から出席している人だけではなく、多くの人に参加できるように、オンラインの併用を検討。

5. 事務局より

・「障害者差別解消法・合理的配慮の提供」の研修会の案内のチラシを配布。

→12月の合同部会となる予定。

・組織でペーパーレス実施中。事務局あての連絡は極力 FAX ではなくメールを。

以上